

商標の使用条件等について

一般財団法人 放送セキュリティセンター

1. 商標の使用条件

当財団は、商標の使用許諾申請があった場合には、当財団で審査を行ったうえで、以下の条件で日本国内において、使用許諾申請にかかる商標のうち、適切な商標（以下「本件商標」という。）の非独占的使用権を許諾する。

地域：日本国内

対価：無償

許諾の資格： 認定個人情報保護団体である当財団の対象事業者

使用範囲：放送に係る個人情報保護が必要な対象事業者のサービス

期間：使用開始希望日より 1 年間

2. 商標の取扱いに係る義務

(1) 本件商標の使用を希望する場合は、事前に当財団に商標使用許諾申込みを行ったうえで、当財団の許諾を得なければならない（以下、当財団の許諾を得た者を「被許諾者」という）。

(2) 被許諾者が本件商標を使用するときは、当該商標が当財団の商標である旨を表示しなければならない。

(3) 被許諾者は、本件商標の商標権を侵害したまは侵害するおそれのある事実を知ったときは、当財団に対してその旨通知し、侵害を排除するために必要な措置について協力しなければならない。

(4) 被許諾者は、本件商標（今後当財団が追加で使用を認めた商標を含む。）のほかに、類似商標（例えば「S A R C」の文字を含む用語（「S A R C O O」、「O O S A R C」等）を出願してはならない。

(5) 被許諾者は、当財団が許諾したサービス以外のサービスに、当該商標、「S A R C」、「サーク」または「さーく」（全部または一部が英小文字である場合を含む。）の文字を含む商標を使用してはならない。

(6) 被許諾者は、申請時に申告した内容と異なる内容で当該商標を使用してはならない。

(7) 被許諾者は、当財団と被許諾者との間に資本関係その他の関係があり、または被許諾者の商品もしくはサービスについて、当財団がそれらの提供者でありまたはそれらを推奨していると誤認をするような表示を行ってはならない。

(8) 被許諾者は、書面による当財団の事前の承諾なしに、本件商標に係る権利について譲渡、承継又は担保提供その他の処分をしてはならない。また、被許諾者は、本件商標を使用する権利を再許諾してはならない。

(9) 被許諾者は、当財団の求めるところに従い、当財団に対して本件商標の使用状況を報告しなければならない。

(10) 被許諾者は、法令を遵守しなければならない。

3. 許諾の更新

使用許諾の期間は1年間とし、当財団または被許諾者から特段の意思表示がない場合は、同一条件で1年間更新され、次期以降も同様とする。

4. 許諾の解除

- (1) 当財団は、被許諾者が上記「2.」のいずれかに違反した場合、直ちに使用許諾を解除することができる。
- (2) 当財団は、被許諾者が商標の使用許諾を受けたサービスを廃止した場合、直ちに使用許諾を解除することができる。
- (3) 被許諾者が認定個人情報保護団体業務実施規程または認定個人情報保護指針に違反した場合、その他、被許諾者による本件商標の使用が不適切であると当財団が認めた場合には、当財団は直ちに使用許諾を解除することができる。
- (4) 被許諾者が対象事業者の地位を失う場合、使用許諾は自動的に失効する。
- (5) 当財団は、(1)から(4)の理由によって被許諾者に本件商標の使用を中止させた場合に発生する損害について一切責任を負わない。

5. 訴訟等

- (1) 当財団が、被許諾者に対する本件商標の使用許諾を理由として第三者から訴訟を提起され、または請求を受けた場合、被許諾者はその費用と責任をもってこれを解決する。
- (2) 当財団が本件商標に対する審判を請求された場合には、被許諾者は、当財団の求めるところに従い、本件商標の使用の事実を証するための証拠の提出、その他本件商標の登録の取消しを免れるための協力をしなければならない。
- (3) 使用許諾に関する当財団と被許諾者の間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

6. 協議事項

この使用条件等に定めのない事項、またはこの使用条件等の内容に関して生じた疑義については、当財団と被許諾者で協議のうえ、誠意をもって解決する。

以上